

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和6年7月31日付、保医発0731第3号」により、下記の検査項目診療報酬の算定方法一部改正に伴う実施上の留意事項が通知されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

新規収載項目

- アスペルギルスIgG抗体

保険収載内容の一部変更項目

- (1→3)―β―D―グルカン

適用日

2024年8月1日(木)より適用

※詳細につきましては、裏面の内容をご参照ください。



保健科学グループ

保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL. 045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL. 048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL. 075-933-6060

新規収載項目

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
アスペルギルス IgG抗体	390点 (195点 × 2回分)	免疫 144点	「D012」 感染症 免疫学的検査 の「42」	(60) アスペルギルスIgG抗体は、ELISA法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「42」(1→3)-β-D-グルカンの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。 なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。

保険収載内容の一部変更項目

▼太字下線部分が追加されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
(1→3)-β-D グルカン	195点	免疫 144点	「D012」 感染症 免疫学的検査 の「42」	(38) 「42」の(1→3)-β-D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD-アラビニール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性、 <u>アスペルギルスIgG抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)</u> と併せて実施した場合は、主たるもの定する。